

議案第 1 2 2 号

川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の一部を改正する条例

川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 9 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 7 条第 3 項及び第 2 4 条第 1 項」を「第 3 8 条第 3 項及び第 4 5 条第 1 項」に改める。

第 3 条第 1 項第 6 号中「第 1 8 条第 1 項」を「第 3 9 条第 1 項」に改める。

第 4 条第 1 項第 5 号中「第 2 5 条第 1 項」を「第 4 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 3 1 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。